

別表（第8条関係）

保証料の支払方法	保証料の計算及び支払時期
一括前払	<p>① 保証料は、償還期間（借入日から初回元利金償還日まで（1月を超える場合は端数日数と端数月数に区分します。）又は元利金償還周期を指します。据置期間中は、元利金償還を利息償還に読み替えます。）ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{保証料} = \frac{\text{貸出残高} \times \text{月数（日数）} \times \text{借入要項記載の保証料率} \times \text{期間割引係数}}{12(365)}$ <p>※端数日数を計算するときのみ日割計算とし、それ以外は月割計算とする。</p> <p>② 上記期間割引係数は、次の算式で算出します。</p> <p>a. 端数月数がある場合</p> $\text{期間割引係数} = \frac{1}{(1 + \text{期間割引率})^{\frac{\text{元金償還回次} - 1 + \text{端数月数}}{\text{元金償還周期}}}}$ <p>b. 端数月数がない場合</p> $\text{期間割引係数} = \frac{1}{(1 + \text{期間割引率})^{\frac{\text{元金償還回次}}{\text{元金償還周期}}}}$ <p>③ 上記期間割引率は、次の算式で算出します。</p> $\text{期間割引率} = \frac{\text{年（注1）\%（割引率）} \times \text{元金償還周期の月数}}{12}$ <p>④ 特定月増額返済の場合は、増額返済分の計算は、通常返済とは区分して行います。ただし、据置期間がある場合の据置期間中の保証料は、通常返済と合算して計算します。</p> <p>⑤ 上記計算式により期間毎に算出された最終期限までの累計額を保証契約成立時に支払います。</p>
分割前払	<p>① 保証料は、保証料支払周期（債務保証承諾通知書に記載している保証料徴求周期をいう。周期の応当日（保証料支払日）は、借入元利金の償還応当日とする。）ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{保証料} = \frac{\text{貸出残高} \times \text{日数} \times \text{借入要項記載の保証料率}}{365}$ <p>※ 日数とは、実行日又は今回保証料支払日の翌日から次回保証料支払日までの日数を指します。</p> <p>② 特定月増額返済の場合は、増額返済分の計算は、通常返済とは区分して行います。ただし、据置期間がある場合の据置期間中の保証料は、通常返済と合算して計算します。</p> <p>③ 初回計算期間においては計算期間開始の日（保証契約成立の日）、第2回以降の計算期間においては計算期間開始の日の前日に当該保証料を支払います。</p>
分割後払 (利息方式内払)	<p>① 保証料は、保証料支払周期（債務保証承諾通知書に記載している保証料徴求周期をいう。周期の応当日（保証料支払日）は、借入元利金の償還応当日とします。）ごとに次の算式により計算します。</p> $\text{保証料} = \frac{\text{貸付残高} \times \text{月数（日数）} \times \text{借入要項記載の保証料率}}{12(365)}$ <p>※日数とは、実行日又は前回保証料支払日の翌日から今回保証料支払日までの日数を指します。</p>

	<p>利息内払の場合、端数日数を計算するときのみ日割計算とし、それ以外は月割計算とします。</p> <p>② 特定月増額返済の場合は、増額返済分の計算は、通常返済とは区分して行います。ただし、据置期間がある場合の据置期間中の保証料は、通常返済と合算して計算します。</p> <p>③ 保証料計算期間終了の日に当該保証料を支払います。</p>
--	--

(注1) J Aリフォームローン 割引率 1.335%

J A住宅ローン (一般型・100%応援型・借換応援型)

保証料率	割引率(注1)	保証料率	割引率(注1)
0.08%	5.79%	0.20%	7.085%
0.10%	8.60%	0.25%	6.80%
0.15%	7.55%	0.30%	6.60%

(令和3年4月1日現在)